

議 会 資 料	議案第 72 号
健康推進課	

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

阿児健康福祉センターの大規模改修工事により、1階部分にあたる志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の管理・運営について改正します。

2. 改正する条例の要点

指定管理の条文の改正により、市又は指定管理にすることができると幅を持たせることができます。また、志摩市阿児健康増進センター大規模改修工事により、阿児健康増進センターの管理・運営等を改正する必要があります。

3. 改正による効果等

志摩市阿児健康増進センターは市による管理・運営を行っていきます。条項に志摩市阿児健康福祉センター施設全体を含め、指定管理にすることを盛り込むことにより、管理の幅を持たせることが出来るようになります。また、市内施設との使用料を統一化することにより、不公平感が無くなります。

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例(平成16年志摩市条例第160号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務</p> <p>(2) センターの利用許可に関する業務</p> <p>(3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務</p> <p>(4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務</p> <p>(休館日)</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(休館日)</p>

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) (略)

(開館時間及び利用時間)

第7条 センターの開館時間_____は、次のとおり_____とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、日曜日は、午前9時30分から午後6時30分までとする。

2 センターの利用時間は、次のとおりとする。

- (1) プール 午前10時から午後9時までとする。ただし、日曜日は、午前10時から午後6時までとする。
- (2) トレーニングルーム 午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、日曜日は、午前9時30分から午後6時30分までとする。

(利用対象者)

第8条 (略)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。_____

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) (略)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)

(開館時間及び利用時間)

第6条 センターの開館時間及び利用時間は、午前9時30分から午後9時30分とする。ただし、芝生広場の利用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

(利用対象者)

第7条 (略)

2 指定管理者は、利用対象者に支障がないと認めるときは、利用対象者以外の者に利用させることができる。

(利用の許可)

第9条 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

(1)～(5) (略)

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第10条 (略)

(利用者等に対する指示)

第11条 指定管理者は、センターの施設等の保全その他センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者又は施設を利用しようとする者に対し必要な指示をすることができる。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させることができる。

(1) (略)

2 市長_____は、利用対象者に支障がないと認めるときは、利用対象者以外の者に利用させることができる。

(利用の許可)

第8条 センターの施設等を利用しようとする者は、市長_____の許可を受けなければならない。

2 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

(1)～(5) (略)

3 市長_____は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第9条 (略)

(利用者等に対する指示)

第10条 市長_____は、センターの施設等の保全その他センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者又は施設を利用しようとする者に対し必要な指示をすることができる。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長_____は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させることができる。

(1) (略)

- (2) 第9条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第9条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) (略)

- (2) 第8条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第8条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) (略)

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日及び閉館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) センターの利用許可に関する業務

(3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第13条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第12条第1項の規定にかかわらず、センターの利用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、第12条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

3 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(利用料金の収受)

第14条 (略)

(原状回復の義務)

第15条 利用者がセンターの利用を終わったときは、施設設備等を直ちに原状回復しなければならない。第12条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を中止させられたときも同様とする。

(損害賠償)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

(利用料金の収受)

第16条 (略)

(原状回復の義務)

第17条 利用者がセンターの利用を終わったときは、施設設備等を直ちに原状回復しなければならない。第11条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を中止させられたときも同様とする。

(損害賠償)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)